

●香川県選挙管理委員会告示第13号

平成25年3月10日執行の香川県議会議員補欠選挙（丸亀市選挙区）につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成25年3月1日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

1 香川県議会議員補欠選挙投票用紙

候補者氏名	(注意)	香川県議会議員補欠選挙投票
	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	香川県 選挙管理 委員会印

備考 オレンジ色の用紙に黒色のインクで印刷する。

2 香川県議会議員補欠選挙点字投票用紙

候補者氏名	(注意)	点字投票
	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	香川県議会議員補欠選挙投票
		香川県選挙管理委員会印

- 備考 1 オレンジ色の用紙に黒色のインクで印刷する。  
2 点字投票である旨の表示を赤色のインクで印刷する。  
3 右上部に「けんぎ」と点字で表示する。